

◎平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

(平成三一年四月二六日法律第一八号)

一、提案理由 (平成三一年三月一五日・衆議院経済産業委員会)

○世耕国務大臣 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

平成三十年十一月、フランス共和国で開催された第百六十四回博覧会国際事務局総会において、平成三十七年に国際博覧会を大阪府で開催することが決定されました。

この大阪・関西万博では、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして掲げ、人間一人一人が自分のポテンシャルを発揮しながら、心身ともに豊かさを感じられる生き方と、それを可能にする持続可能な社会経済の未来像を、参加者全員でともにつくり上げることとしています。

こうした重要な意義を有する大阪・関西万博を成功させるためには、官民一体となった準備・運営体制を早急に整えることが必要です。

このため、大阪・関西万博の準備及び運営を行う協会を指定し、博覧会業務を適正に行うことができるよう、資金面、人材面の支援を始め所要の措置を講ずるとともに、政府の準備・運営体制のさらなる充実を図るため、内閣に国際博覧会推進本部を設置する等の措置を講ずる必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、内閣に国際博覧会推進本部を設置するとともに、その所掌事務、組織、設置期限等について定めます。また、内閣総理大臣は、国際博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針を作成し、閣議の決定を求めることとします。

第二に、博覧会業務を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を、博覧会協会として指定し、監督上必要な命令等を行うことができることとします。

第三に、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができることとします。

第四に、寄附金付郵便葉書等について、博覧会協会が調達する国際博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができることとします。

第五に、博覧会の準備及び運営を支援するため、博覧会協会の要請に応じて博覧会協会に国の職員を派遣することができることとします。

第六に、内閣法の一部を改正し、国際博覧会推進本部が置かれている間、国務大臣の数の上限を一名増員します。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告 (平成三一年三月二六日)

○赤羽一嘉君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成三十七年に開催される大阪・関西万博の円滑な準備、運営に資するため、博覧会協会を指定し、資金面、人材面の支援等所要の措置を講ずるとともに、内閣に国際博覧会推進本部を設置する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十四日本委員会に付託され、翌十五日世耕経済産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。二十日、質疑を行い、質疑終局後、討論、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成三一年三月二〇日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 大阪・関西万博が「いのち輝く未来社会のデザイン」のテーマのもと、ソサエティ五・〇を鍵としたSDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指すとの趣旨に鑑み、国民・企業等が幅広く参加する博覧会開催に取り組むとともに、この理念が途上国を含めた多くの国等に共有され、海外からの積極的な参加が得られるよう取り組むこと。その際、中小・ベンチャー企業、NPO、NGO及び地域住民等の多様な主体及び形態での参加が促進されるよう配慮すること。
- 二 第四次産業革命に続く時代を先取りする国際博覧会となるように、世界のイノベーションを刺激し活性化する場の提供を目指すこと。一過性のイベントに終わることがないように、中長期的な視野に立ってSDGsに合致した持続可能な社会創造を視野に国際博覧会を企画し実施すること。
- 三 国際博覧会を契機に、日本産業の活性化、新しい産業分野、ビジネスの創造を実現すること。
- 四 SNSやVRなど新しいコミュニケーションツールを活用し、多様な層の国民及び世界の人々が参加する国際博覧会となるように取り組むこと。身体の障害のみならず視覚や聴覚などに障害のある方にも参加いただける国際博覧会を目指すこと。
- 五 国際博覧会の開催主体となる博覧会協会にあっては、SDGsに鑑み、既成の概念にとらわれることなく、ジェンダーバランスのとれたオープンで多様な個性がぶつかり合う運営組織となるように、運営ルールについて工夫すること。国は積極的な情報公開を促す等、国民に対する説明責任を十分果たしていくよう指導・監督を行うこと。
- 六 近年の自然災害が頻発する状況に鑑み、地震や津波、洪水などの自然災害に対して、会期中はもとより、会期前の準備段階も含めて万全の災害対策を講じること。
- 七 会場整備等に対して環境アセスメントを適切に実施する等、跡地の有効利用に至るまで一貫してSDGsの理念が反映されるよう取り組むこと。
- 八 内閣総理大臣が作成する基本方針の案の検討にあたっては、関係者の意見・要望等

が反映されるよう配慮すること。

九 国の補助の実施については、現下の厳しい財政事情を踏まえて、その用途等を十分監視し、効率化を図ること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成三一年四月一九日）

○浜野喜史君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成三十七年に開催される国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会推進本部の設置及び基本方針の策定並びに博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助等の特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、大阪・関西万博開催の意義とその費用負担の見通し、専任の国務大臣が担う役割、SDGs達成に向けた取組方針、万博とIR誘致との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成三一年四月一六日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 「いのち輝く未来社会のデザイン」のテーマの下に開催される大阪・関西万博について、ソサエティー五・〇を鍵としたSDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指すとの趣旨に鑑み、その理念が途上国を含めた多くの国等に共有され、海外からの積極的な参加が得られるよう取り組むとともに、中小・ベンチャー企業、NPO、NGO及び地域住民等の多様な主体の幅広い参加を促進すること。

二 第四次産業革命に続く時代を先取りする博覧会となるよう、世界のイノベーションを促進する場を提供するとともに、それが、我が国における産業の活性化や新たな産業・ビジネスの創出につながるよう取り組むこと。また、地域の持続的な発展に向けて、跡地利用を含め大阪・関西万博の理念が継承できるよう努めること。

三 仮想現実（VR）等の活用により、博覧会会場を訪れることのできない国内外の人々も広く参加できる取組を行うとともに、身体等に障害のある人も広く参加し体験できる博覧会を目指すこと。

四 大阪・関西万博の準備及び運営に当たっては、防災対策、テロ対策、サイバーセキュリティ対策、訪日外国人を含め来場者の円滑な受入れ体制の整備、環境への配慮等に万全の措置を講ずるとともに、現下の厳しい財政事情を踏まえて、諸経費の節減、効率的な事業運営の推進に留意すること。

- 五 博覧会協会の財務、業務の状況について、積極的な情報開示を促すとともに、「ジェンダー平等」等を掲げているSDGsの理念に沿った組織運営となるよう指示・監督に努めること。
- 六 内閣総理大臣が作成する基本方針の案の検討に当たっては、関係者の意見・要望等が反映されるよう配慮すること。また、基本方針の閣議決定後においても、博覧会の円滑な準備及び運営の推進に係る施策等の進捗状況について、適時に公表を行うこと。
- 七 国際博覧会担当大臣については、経済産業大臣等との職務分担を明確にした上で、博覧会に関する重要施策の企画、立案、総合調整等において主導的な役割を果たせるよう万全を期すこと。なお、専任の担当大臣を発令する必要がなくなった場合には、発令を早期に終了すること。
- 右決議する。